

上関町障害者活躍推進計画

機関名	上関町 (町長部局・教育委員会部局)
任命権者	上関町長
計画期間	令和7年4月1日～令和12年3月31日(5年間)
上関町における障害者雇用に関する課題	<p>上関町においては、前計画期間中の職員の退職予定等を踏まえ積極的な採用活動を行い、令和6年6月1日現在の実雇用率は2.66%と法定雇用率の2.8%を下回るものの、法定雇用障害者数を達成するために不足している人数は0となっている。</p> <p>ただし、令和8年7月以降の法定雇用率の引上げが予定されていることから、今後も継続して積極的な採用活動を行う必要がある。</p>
目標	
① 採用に関する目標	<p>各年6月1日時点の実雇用率について、定められた法定雇用率以上となることを目標とする。</p> <p>(参考) 令和6年6月1日時点の実雇用率：2.66%</p> <p>(評価方法) 毎年の任命状況通報による把握・進捗管理を行うものとする。</p>
② 定着に関する目標	<p>不本意な離職者を極力生じさせない</p> <p>(評価方法) 毎年の任免状況通報のタイミングで、人事記録を元に前年度採用者の定着状況を把握・進捗管理する。</p>
③ キャリア形成に関する目標	<p>職員の希望を踏まえ、障害の程度に応じて能力を発揮できる職務を選定する。</p> <p>(評価方法) 人事記録を元に把握・進捗管理を行うものとする。</p>
取組内容	
1. 障害者の活躍を推進する体制整備	
(1) 組織面	<p>○障害者雇用推進者として総務課の総務課長を選任する。</p> <p>○相談窓口を設置し、総務課の職員及び保健師が担当する。</p>
(2) 人材面	<p>○障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合は、人事担当者等が、資格認定講習等を受講する。</p>
2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	
	<p>○身体障害等により従来業務遂行が困難となった障害者から相談があった場合には、関係機関等に相談しつつ、障害の程度に応じ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。</p>

3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理

(1) 職務環境	<p>○令和3年度移転した新庁舎においては、エレベーターの設置や多目的トイレ等の環境整備を行った。</p> <p>○新規に採用した障害者については定期的な面談により必要な配慮等を把握し、継続的に必要な措置を講ずる。</p>
(2) 募集・採用	<p>○採用選考にあたり、障害者からの要望を踏まえ、面接における手話通訳者を配置するなど障害特性に配慮した選考方法や職務の選定を工夫し、知的障害者、精神障害者及び重度障害者の積極的な採用に努める。</p> <p>○募集・採用にあたっては、以下の取り扱いを行わない。</p> <ul style="list-style-type: none">・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。・自力で通勤できることといった条件を設定する。・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。
(3) 働き方	<p>○時間単位の年次休暇や病気休暇などの各種休暇の利用を促進する。</p>
(4) キャリア形成	<p>○本人の希望を踏まえつつ、実務研修、向上研修等の教育訓練を実施する。</p>
(3) その他の人事管理	<p>○必要に応じて、面談を実施し、状況把握・体調配慮を行う。</p>
4. その他	
	<p>○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達等の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。</p>